

美術品収蔵庫整備に係る事業モデル検討調査業務委託に関する質問及び回答

2024年5月28日現在

No.	質 問	回 答
1	各種提案書類の提出に際しては、代表者印の押印は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	本業務は、共同企業体による応募は可能でしょうか。可能な場合は、必要な要件や手続きについてご教示ください。	企画提案募集要領「3 応募資格」において「(7) 物品等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6・7年度)登録業者で業務(大分類)「03. 役務の提供等」のうち営業種目(中分類)「07. 調査委託」に登録されている者であること」としています。 本業務においては、共同企業体での御提案は想定していません。
3	特記仕様書「3 業務内容」の「(1) 前提条件・課題整理」の「ウ 適地調査」に記載されている「各敷地における特定有害物質による土壌汚染の～(中略)～土壌汚染対策法に定める地歴調査」は、4か所全ての候補地において地歴調査を行う想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	特記仕様書「3 業務内容」の「(1) 前提条件・課題整理」の「エ 建物配置の検討」に記載されている「周辺環境や維持管理等に配慮した建物形状及び配置計画」における「周辺環境」について、周辺環境の想定や配慮が必要な事項を可能な範囲で補足いただけないでしょうか。	特記仕様書「7 その他」の(1)(契約締結後に県から貸与する本業務遂行上必要な資料(3(1)エ等))に該当するため、お答えしかねます。
5	特記仕様書「7 その他」の(5)では、モデル案がPFI法に基づく特定事業に選定された場合、本業務受託者が民間事業者として事業へ参画することについて制限されています。 モデル案が従来方式やDB方式等により実施される場合、本業務受託者が民間事業者として事業へ参画することの制限について、考え方をご教示ください。	本県が特記仕様書「3 業務内容」の「(4) 設計と条件の事前整理」の「ウ 要求水準書案の検討・文章化」の成果を具体的に活用してPPP/PFI手法による事業実施及び事業者選定を行うこととなる場合は、特記仕様書「7 その他」の(5)に該当します。